

3 こころ石内北自治会 自主防災会 規約

こころ石内北（町内会・自治会）自主防災会規約

（目 的）

第1条 この会は、地震、風水害、火災その他の災害による被害を未然に防止し、及び被害を軽減するため、こころ石内北（町内会・自治会）の住民が隣保協同の精神に基づき自主防災活動を推進することを目的とする。

（事 業）

第2条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 火災予防その他の災害予防に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、避難誘導等応急対策に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

（防災計画）

第3条 この会は、前条の事業を円滑に推進するため、防災計画を作成する。

（適用）

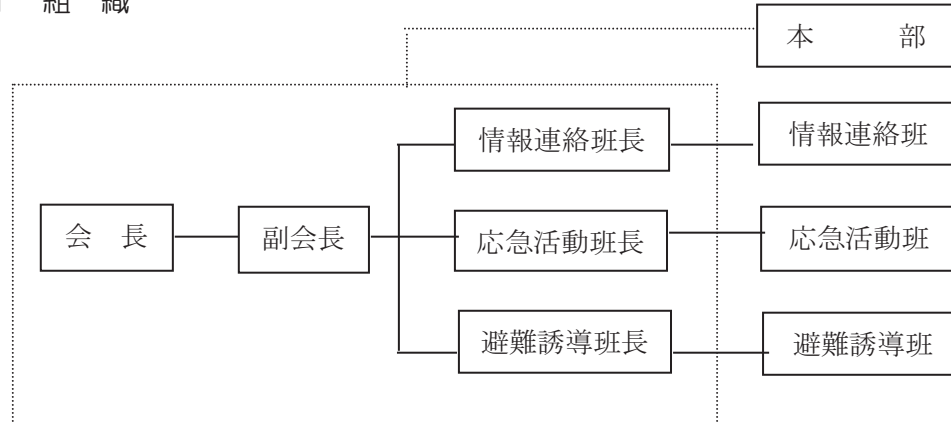
第4条 この規約は、平成30年5月5日から適用する。

附則

この規約は、令和3年4月1日から一部改正施行する。（編成表にJ3街区を追加）

こころ石内北〔町内会・自治会〕自主防災会防災計画

1 組 織



2 役 割

編 成	役 割	
	平 常 時	災 害 時
本 部	1 会の総括及び運営指導を行う。 2 防災訓練を年1回以上実施する。	1 各班の調整、指導及び防災関係機関との連絡調整を行う。
情 報 連絡班	1 防災意識を高めるため、次の事項を必要に応じて行う。 (1) パンフレット等の配布、閲覧 (2) 防災教室等の開催	1 情報の収集・伝達を行う。 2 <u>避難所運営本部における「情報広報班」の業務を行う</u>
応 急 活動班	1 地域内において、次の事項を年 1 回以上点検する。 (1) 燃えやすいものやたき火などが放置されていないか (2) 消火や避難のさまたげになるものはないか (3) 降雨や地震時に危険ながけはどこか 2 各家庭において、次の項目を定期的に点検するよう呼びかける。 (1) 火気使用器具の整理とその周辺の整理整頓 (2) 可燃物や危険物の保管状況 (3) 転倒、落下危険のある家具等の安全管理状況	1 初期消火等災害の初期に被害を最小限度に食い止める活動を行う。 2 <u>避難所運営本部における「施設管理班」及び「食料物資班」の業務を行う。</u>
避 難 誘導班	1 全員が安全に避難できるよう、避難計画を作成する。	1 全員を避難誘導する。 2 <u>避難所運営本部における「救援救護班」の業務を行う。</u>

3 編成表

会 長 _____ TEL _____ 副会長 _____ TEL _____		町内会、 自治会の 構成		世帯数 世帯 組、班等の数 班				
区 分	本 部		情 報 連 絡 班 (広報部長)		応 急 活 動 班 (防犯部長)		避 難 誘 導 班 (社会福祉部長)	
	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号
班 員 (○ 印 は 班 長)	自治会長		広報部長		防犯部長		社福部長	
	自治会 副会長		各街区長 G1		防犯部員		社福部員	
	総務部長		G2		環境部長		体育部長	
	会計		G3		環境部員		体育部員	
			G4		文化部長			
			J1		文化部員			
			J2					
			J3					
			H					
			FI					
			V2					
	班員の電話番号（個人情報）については、 役員名簿等を参照すること。							

石内北小学校区の防災情報

1. こころ石内北自治会自主防災会について

「こころ石内北自治会」の役員が、「こころ石内北自治会自主防災会」として活動しています。活動内容は、平時の防災訓練の企画、防災計画の見直し、災害時の避難所の運営などです。

※防災訓練・防災フェアへの参加や、災害時の避難所運営のお手伝いなど、御協力をお願いします。

2. 被害が想定される災害

●土砂災害（がけ崩れ）

J1・J2・J3 街区の住宅の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。

警戒レベル3以上の避難情報が石内北小学校区に発令された場合、警戒地域内にお住まいの方は原則避難が必要です。

詳細は、こむねっとひろしま「こころ石内北自治会」の防災情報ページに掲載中の「土砂災害警戒避難マニュアル」を御確認ください。

●地震（想定最大震度：6強）

寝室の家具や、冷蔵庫、テレビなどの重たい家具を優先的に固定し、地震時の家具転倒によるケガを防止しましょう。

3. 災害時に開設される避難所

●土砂災害（がけ崩れ）：警戒レベル3以上で石内北小学校体育館が避難場所になります

●地震：状況に応じて、石内北小学校体育館が避難所となります（施設に倒壊危険がない場合）

※大規模災害時には長期の避難所運営が必要となります。自治会役員だけでは人手が足りないため、御協力をお願いします。

※避難所は、物資・情報の集約拠点になります。災害後にも自宅で生活する「在宅避難者」に対する物資なども、一旦は避難所に集約されますので、災害時に不足する物や情報があれば、避難所の自主防災会までご相談ください。

4. （参考）自主防災会が作成している規約等一覧

- こころ石内北自治会自主防災会規約
- 土砂災害警戒避難マニュアル・避難経路図
- 石内北小学校指定避難所運営マニュアル